

ストックヤード運営事業者登録規程の一部訂正について

令和5年3月3日国土交通省告示第157号

ストックヤード運営事業者登録規程にて告示した内容を、次のように訂正する。

1. 訂正内容

| 訂正前 | 訂正後 |
|--|--|
| <p>第2章第4条第2項8</p> <p>既に運営しているストックヤードがあるときは、別記様式第四号による当該ストックヤードにおける過去一年間の土砂の搬入量及び搬入元並びに搬出量及び搬出先を記載した書類</p> | <p>第2章第4条第2項8</p> <p>既に運営しているストックヤードがあるときは、別記様式第四号による当該ストックヤードにおける過去一年間の土砂の搬入量及び搬入元並びに搬出量及び搬出先を記載した書類</p> |
| <p>別記様式第1号(2)</p> <p>備考3</p> <p>以下のストックヤードは申請することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの ・規程第9条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの | <p>別記様式第1号(2)</p> <p>備考3</p> <p>以下のストックヤードは申請することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規程第4条第1項第9号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの |
| <p>別記様式第4号</p> <p>備考2</p> <p>搬入元・搬出先の欄が不足する場合には適宜追加し記載すること。</p> | <p>別記様式第4号</p> <p>備考2</p> <p>搬入元・搬出先の欄が不足する場合には適宜追加し記載すること。</p> |
| <p>別記様式第5号</p> <p>備考2</p> <p>搬入元・搬出先の欄が不足する場合には適宜追加し記載すること。</p> | <p>別記様式第4号</p> <p>備考2</p> <p>搬入元・搬出先の欄が不足する場合には適宜追加し記載すること。</p> |